

東京都の居住支援法人を新たに指定しました！

東京都では、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援、セーフティネット住宅の入居者への家賃債務保証などを行う法人を、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第 40 条に基づき、東京都の住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しています。

このたび、新たに 1 法人を指定しましたので、お知らせいたします。

新たに指定した居住支援法人

法 人 名	株式会社ハウシーズ
指 定 番 号	東京都知事第 60 号
指定年月日	令和 7 年 5 月 26 日
法人の住所	東京都品川区大井四丁目 10 番 3 号
支援業務を行う 事務所の所在地	東京都品川区大井四丁目 10 番 3 号

※ 居住支援法人制度の概要や法人一覧等は、こちらをご覧ください。

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/safety_net/shien/kyojushien



(問合せ先) 住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課
直通 03-5388-3320